



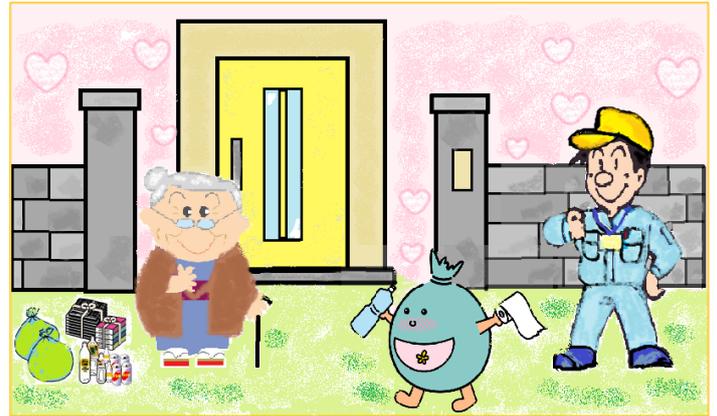
ふれあい収集

ご高齢の方や、障がい等のある方で、自らがごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な方を対象に、ごみを戸別収集する事業「ふれあい収集」を実施しています。

☆ふれあい収集利用対象者☆

蓮田市または白岡市に住所を有している

- ① 65歳以上の一人暮らしの方
- ② 障がいのある方のみの世帯の方
- ③ 要介護認定を受けている方のみの世帯の方



◆注意◆

上記①～③のいずれかに該当する方で、ごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、身近な人などの協力を得ることができない方が対象となります。

《申請窓口》

蓮田白岡衛生組合
(蓮田白岡環境センター)

蓮田市
みどり環境課

白岡市
環境課

申請時に必要なもの

- ・申請者（利用者）本人の印鑑
- ・代理人の方が申請する場合は、代理人の方の印鑑

※代理人の方が申請をされた場合、訪問調査日に立会いをお願いします。

訪問調査時に必要なもの

利用対象者①～③のそれぞれにおいて

- ①の場合 保険証等で年齢・住所等の確認ができるもの
- ②の場合 障害者手帳
- ③の場合 介護保険被保険者証

※訪問調査当日は、申請者本人への聞き取り調査をおこないます。

※ 蓮田市：福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課

白岡市：福祉課、高齢介護課 の窓口でも申請書をお預かりすることができます。

申請から実施までの流れ

- 1 申請 「ふれあい収集利用（更新）申請書」を上記の提出場所に提出してください。
- 2 調査 蓮田白岡衛生組合の担当職員が申請者宅へ訪問調査に伺います。
- 3 決定 ふれあい収集利用の可否を決定し、「ふれあい収集利用（更新）決定通知書」により申請者へ通知します。

※詳細については、裏面をご覧ください。

《 申 請 から 実 施 ま で 》

①申請書の配布場所

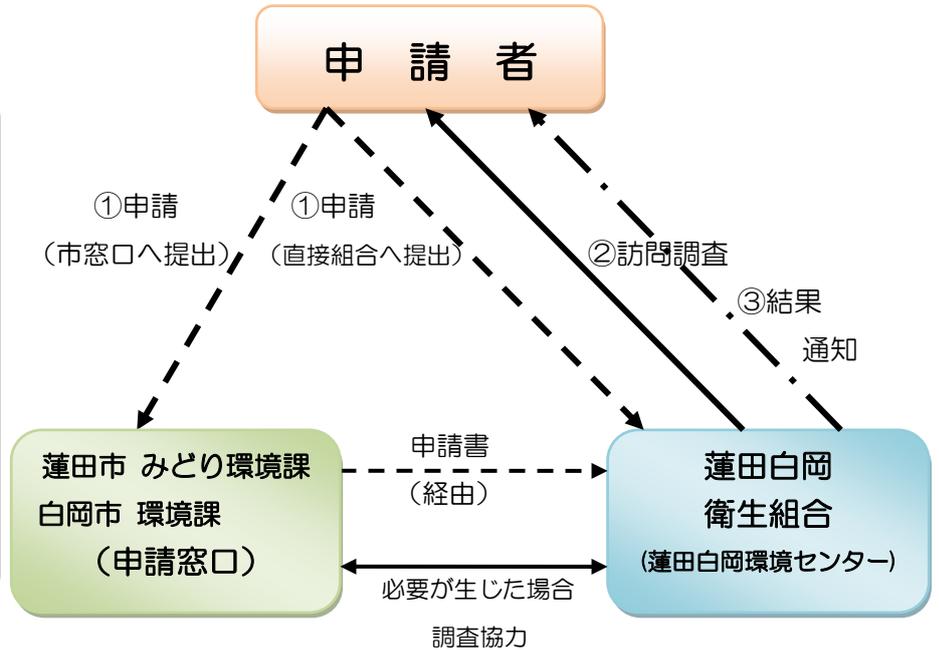
- 蓮田白岡衛生組合
- 蓮田市：みどり環境課
福祉課・長寿支援課
在宅医療介護課
- 白岡市：環境課
福祉課・高齢介護課

②訪問調査及び申請内容確認

申請者宅に訪問し、聞き取り調査
申請内容の確認、排出場所の確認

③ふれあい収集利用可否の決定

申請者へ通知



ふれあい収集の開始

収集品目：燃えるごみ、燃やせないごみ、ガラス類、ペットボトル、
有害・危険ごみ、資源物（飲食料用缶類）、資源物（古紙・布類）

収集頻度：週1回

収集日：指定された曜日

祝日及び年末年始の場合は、その都度連絡をします。

排出方法：組合の分別方法に従い品目ごとに分別をし、収集日当日の朝8時30分までに自宅の玄関前等に排出をしてください。

※粗大ごみ収集については、一般家庭同様、別途収集依頼をしてください。

◎ごみが出されていない場合は、声掛け（安否確認）をおこないます。

◎応答がないときは、利用者が指定した緊急連絡先に伝えます。

お問い合わせ先

蓮田白岡衛生組合 廃棄物対策課
(蓮田白岡環境センター)

電話 048-766-3738 (蓮田局)
0480-92-8839 (白岡局)